

平成27年1月22日

電子申請・届出システムによる届出受付の廃止について

特例浄化槽工事業者届出書、特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書、浄化槽工事業廃業等届出書については、平成27年2月28日（土）をもって電子申請・届出システムによる受付を終了します。以後は紙ベースでの受付のみとなりますので、届出期限等に注意し適切に対応してください。

愛知県建設部建設業不動産課  
建設業第二グループ